

第五十一回国会 内閣 委員 會議 録 第十八号

昭和四十一年三月二十二日(火曜日)

午前十一時四分開議

出席委員

委員長 木村 武雄君

理事 伊能繁次郎君

理事 辻 寛一君

理事 藤枝 泉介君

理事 白井 莊一君

理事 保科善四郎君

前田 正男君

榑崎弥之助君

受田 新吉君

出席國務大臣

厚生 大臣 鈴木 善幸君

運輸 大臣 中村 寅大君

出席政府委員

總理府事務官 (恩給局長) 矢倉 一郎君

厚生事務官 (大臣官房長) 梅本 純正君

厚生技官 (公衆衛生局長) 中原龍之助君

厚生技官 (環境衛生局長) 館林 宣夫君

厚生技官 (医務局長) 若松 栄一君

厚生事務官 (業務局長) 坂元貞一郎君

厚生事務官 (社会局長) 今村 讓君

厚生事務官 (援護局長) 実本 博次君

運輸事務官 (大臣官房長) 深草 克巳君

運輸技官 (港灣局長) 佐藤 肇君

運輸事務官 (航空局長) 佐藤 光夫君

委員外の出席者

運輸事務官 佐藤 光夫君

運輸事務官 佐藤 光夫君

運輸事務官 佐藤 光夫君

運輸事務官 佐藤 光夫君

運輸事務官 佐藤 光夫君

運輸事務官 佐藤 光夫君

運輸事務官 佐藤 光夫君

運輸事務官 佐藤 光夫君

運輸事務官 佐藤 光夫君

運輸事務官 佐藤 光夫君

運輸事務官 佐藤 光夫君

専門員 茨木 純一君

三月十九日

靖国神社の国家護持に関する請願(逢澤寛君紹介)(第一八九八号)

同外一件(逢澤寛君紹介)(第一九八二号)

建国記念日制定に関する請願(宇野宗佑君紹介)(第一八九九号)

旧軍人恩給に関する請願(正示啓次郎君紹介)(第一九〇〇号)

同(中馬辰猪君紹介)(第一九四三三号)

同外四件(渡海元三郎君紹介)(第二〇三二二号)

同(鈴木君紹介)(第二〇五一号)

退職公務員の恩給、共済年金に関する請願(渡海元三郎君紹介)(第一九〇一号)

同外一件(渡海元三郎君紹介)(第二〇三三三三号)

旧軍人恩給戦地加算年の不均衡是正に関する請願(有田喜一君紹介)(第一九四〇号)

国立大学教官の待遇改善に関する請願(川崎秀二君紹介)(第一九四一四号)

同(辻寛一君紹介)(第一九四二二号)

同外二件(辻寛一君紹介)(第一九八四四号)

行政職俸給表(二)等職員の労働条件改善に関する請願(稻村隆一君紹介)(第一九七三三三号)

同(三木喜夫君紹介)(第一九七四四号)

同外二件(大出俊君紹介)(第一九八三三三号)

引揚者在外私有財産補償促進に関する請願(小川半次君紹介)(第二〇五二二二号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

出第二四号)

○木村委員長 これより會議を開きます。

運輸省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。伊能繁次郎君。

〔委員長退席、辻委員長代理着席〕

○伊能委員 今回の運輸省設置法の一部を改正する法律案は、政府御提案の内容はおおむね六点のようでありますが、そのうち一と六はそれぞれ船舶航行の安全に関する事務内容の修正、第三については、港灣技術研究所に、昨年度港灣建設局に委託によって地方の飛行場建設の仕事させるということと相まって、研究所に飛行場の土木施設の建設、改良及び保全に関する研究を加えるという点で、重要な問題ではあつても事務的な内容のように拝見せられますので、私は主として第二の船舶技術研究所の所掌事務に、将来の船舶航海の高度化に伴って人工衛星による航海の開發に関する研究、第四の港灣審議会の所掌事務に、昭和四十三年三月三十一日までの間港灣運送事業の合理化に関する重要事項の調査審議の内容を加え、さらに、最近の航空事故に関連しまして、本省の地方支分局として置かれている航空交通管制本部を、今回は札幌航空交通管制部、東京航空交通管制部及び福岡航空交通管制部に分轄する、この三つの点についてお伺いをいたしたいと思います。

最初に、船舶技術研究所の所掌事務に、人工衛星による航海の開發に関する研究の事項を加えられたことは、まことに適切な施策であると存じますが、その内容の実態について十分本委員会において御説明をいただきたい、かように存じます。

○深草政府委員 ただいまの人工衛星によります

航海の開發を船舶技術研究所の所掌事務に加えた理由でございますが、わが国の海運あるいは水産、航空の發達に伴ひまして、船や航空機の經濟性及び安全性の向上のために優秀な電子航海の開發に対する要請が強くなりました。たとえばローラ

ンあるいはデッカ、こういった新しい電子航海が普及しつつあるのは御承知のとおりであります。しかし、これらの方式は、いづれも外国で開發されたものでございまして、有効範囲もきわめて狭く、しかも開發国における利用が便利なような海域でしか利用できない部分が多々ございまして、また、電子航海をフルに利用するにはおのおのの船舶がいろいろな機器を重複して装備しなければならぬ等の欠点がございます。さらに、これらの機器に対する特許料の支払いの問題、あるいは技術輸入等によりまして外貨の流出が非常に多くなつてくる。これらに対しまして、今般研究をしようと思ひます衛星航海は、きわめて広範囲に把握できる、それから必要とあれば全世界の海域、空域をカバーすることができまので、船舶ごとに一種の機器を装備してございすれば、従来では利用できなかったたとえば北太平洋、オホーツク海その他あらゆる海域におきまして、衛星航海によって航行をすることができるようになるわけでございます。このような衛星航海につきましては、諸外国も注目をいたしておりまして、すでに米國あるいはヨーロッパの一部におきましては研究を始めております。ただ、その研究もまだ緒に付いたばかりでございますので、國連の機關におきまして國際的な検討の進め方も固まらないう状況でございますが、ただアメリカあたりからすでに共同研究の申し入れが来ておるようなわけでございます。こういった必要性、外貨の流出を防ぐとか、あるいは一種の機器を船あるいは航空機に積んだだけで全世界をカバーできる非常に便

利なものでございますので、しかも精度が非常に高いというようなメリットもござりますので、わが国が開発が出来ますとまたデッカやロランの二の舞いを生ずることになりますから、早目に始めようということでございます。

船航技術研究所でやる理由につきましては、これはロケットの打ち上げ自体につきましては科学技術庁で統一してやるわけでございますが、積み込みます機器類、あるいはそれを受けます船の受けるほうの機器類、こういったものは運輸省で研究すべしという宇宙開発審議会、電子技術審議会その他二、三の審議会の答申で、運輸省にまかされておりますので、私どもの研究所でこれを始めようということになったわけでありまして。

伊能委員 ただいまの御説明で概略のことはわかったわけでございますが、われわれは過去において、ロラン航法、デッカ航法等についても、いま官房長からお話しのような、航行安全の上からも、経済性の上からも、きわめて有益であるというところで、現に北海道、関東その他へ、ロラン基地等も設けられまして、これらの問題について相当な金も加え、かつ船にも施設をせられたと思うのですが、今回、新たに人工衛星による衛星航法というよう新しい施設並びに研究が進められることは非常にけっこうでございますが、従来のデッカなりロランの実績等についてもどういう状況であったか、御説明願いたい。

深草政府委員 先ほど申しましたように、到達距離が非常に短いということ、あるいは一部の海域では利用できないというようなこと、それから船のほうで機器をたくさん重複して積まなければいかぬというような問題がございまして、もちろんロラン、デッカ等もその到達距離の範囲内では十分な効果をあげておるわけでありまして、そういった不便がございまして、今回の研究に踏み切ったわけでございます。

伊能委員 それで、科学技術庁あるいは大学等の総合的な研究に待つところが多いと思ひます、これによって人工衛星航法は大体いつごろを

めに完成をされようとしておるか、その点についてもお伺いしたい。

深草政府委員 一応立てておりますれば、今後の研究開発を三つの段階に分けておりまして、四十一年度から四十三年度までの間の第一期でございますが、これは人工衛星により航法のシステムにつきましての概略設計を終わることになっております。それから続いて、その結果に基づきまして、四十四年度から四十五年までの第二期におきまして、システム、これは装置も含みましての詳細設計及び一部装置の試作を行ないます。その後二十年程度の第三期に、システムの組み立て及び評価試験を行なうこととしておるわけでございます。

ただ、これは現在までの計画でございますが、国際共同開発というような問題もすでに、先ほど申しましたようにアメリカとの間には進んでおりますし、そのほか、そういった諸外国との共同研究への参加というようなことも考えますと、それによって早くなることもありまして、あるいは、そういった情勢が進展しないということになりますと、この計画よりも若干おそくなるということも考えられるわけでございます。

伊能委員 開発の計画等についても、ただいまの説明でわかりましたが、日本の船舶建造技術の進歩等によって、最近では世界でも驚異と思うような超大型の船も日本においてでき、一方において、運輸の合理化等によって非常に少数の人員で超大型船舶の航行を確保しておるといふ実情でございまして、この人工衛星航法によって、人員の面でも合理化、節約等ができるのかどうか、その辺もお伺いしたい。

深草政府委員 私もその辺の詳細については存じておりませんが、現在でも航法の自動化というものが相当行なわれておりますので、これによりまして、甲板部関係の、特に操縦関係の人間が——これは完全に自動化するわけでもないの、やはり人力にたよらなければいかにぬ点もございまして、これによって直ちに人員の節約が

できるといふことは予想できないわけでございます。ただ、現在デッカやロランの場合には、いろいろな機器も積んでおりますし、そういったものにつく人間の数その他から考えて、若干の節減は可能かと考えます。

伊能委員 人工衛星による航法の開発の問題は、概略わかりました。

次に、改正第四点の港灣審議会の所掌事務に、期限つきで港灣運送事業の合理化に関する重要事項の調査審議、この項目が今回加えられようとしておりますが、この点については、昨年度の政府の予算並びに法律案の提出に際して、港灣労働法の問題があり、また、それに関連した審議会の問題等もありましたが、港灣運送事業と港灣労働問題とはかなり密接な関連がありますので、この点について両省並びに両審議会の、政府としての運用の具体的な方法等についてどう考えておられるか、その辺のところをお伺いしたいと——先般の港灣労働法制定の際にもいろいろ問題になったかと思ひますが、その点は港灣局長からでもぜひ内容を明確に御説明を願いたいと思ひます。

佐藤(産)政府委員 二年間の期間を限りましたのは、先生のおっしゃられましたように、三・三答申を受けて、港灣労働法がこの七月から全面的に施行せられるものでございまして、早急にそのの裏づけとしての港灣事業の問題を解決していきたい、こういう趣旨でございます。

また、内閣に設けられております審議会と、港灣審議会に新しく設けられます港灣運送部会との関係は、内閣に設けられております審議会につきましては、労働大臣の諮問にこたえて港灣労働法のための労働者の定数を決定するということと、もう一つは、各省に關係する港灣の問題をあの審議会にかけることになっておりますので、運輸省固有の事務でございます港灣運送事業の問題につきましては、この港灣審議会の中に設けられる港灣運送部会においてやっていきたい、こういう趣旨でございます。

伊能委員 いまのお話で非常によくわかりましたが、問題は、労働者の港灣労働、なかんずく港灣労働者保護という観点と、運輸省における港灣労働並びに港灣運送事業、港灣荷役の確立という面とにおいて、いろいろ政府部内では、数年間かけて調整をした結果、ああいふ形での内容の確立を見たわけでありまして、最近の情勢において、政府部内では、港灣労働の保護と、港灣荷役の確立という面において何ら支障がないかどうか、その辺の経緯も承っておきたい。

佐藤(産)政府委員 港灣労働法並びに港灣運送事業法の改正というものは、三・三答申をもとに行なわれておりまして、三・三答申におきましては、労働者を確保するためには、なるべく常用化を進めろ、それから日雇い労働者につきまことは、定数をきめて、その確保をはかるということになっておりますし、港灣運送事業につきまは、その答申の内容は、労働者の福祉を高めるためにも事業を集約化するということになっておるわけでありまして、この港灣審議会の中に設けられます運送部会におきましては、具体的に事業の集約化を進める方策というものと、料金制度をどのように基本的に改正したらいいかというこの二つの問題をやるわけでありまして、これをやることによつて常用化を進める、また企業が強くなるということによつて、労働者の福祉行政というものが進められていけば、両方あわせて答申の趣旨というものが達成されると思ひます。

伊能委員 理論的にはお話しのとおりだと思ひますが、具体的に現在の港灣運送事業の実態と、港灣労働者保護、確保という面とでは、従来必ずしもうまくかみ合っていないおそれもあったわけでございますが、われわれとしてはこのむずかしい問題について、港灣労働法の制定の趣旨、また一方において運輸省における港灣荷役の確保、合理化という面ができるだけ円満な調整を見るような努力を、ひとつぜひ政府において尽くしていただきたいということをお願いを申し上げておきます。

それから最後に、今回の航空機事故の頻発にまたま符節を合わせて、第五の本省の地方支分部局として置かれておる航空交通管制本部を札幌航空交通管制部、東京航空交通管制部及び福岡航空交通管制部に分割するという方針をとられるに至ったわけであり、この点については、人員その他の面で政府がこれによって万全を期し得られるかどうか、当面、国際的にも航空機事故の問題が非常に大きな問題になっておられますので、この改正に関する大臣の御所信並びに今後のやり方等について、御意見があればぜひ伺いたしたいと思ひます。

○深草政府委員 それでは人員の確保その他につきましましては、大臣から後ほど答弁していただくことにしまして、管制本部を三つに分けた理由につきましまして、沿革その他から申し上げます。

御承知のように、航空交通管制がアメリカ軍から移管されたのは昭和三十四年七月でございます。その後航空交通量が非常に増加する一方、交通量の日本における分布状態が、北海道、東北を一団とした一つの航空圏、それと本州中部を中心とした交通、それからいまい一つは九州、四国、これらを一団とした空域と、三つの空域に主として交通量が非常に多くなったということでございます。また防衛庁や米軍関係の航空機でございますが、これは大多数が特定の飛行場を基地としております局地飛行でございます。それも大きく分けまして北部、中部、西部というふうな、偶然ではございますが三分化されております。また一方、防衛庁が設定をいたします防空識別圏というものがございまして、これも北部、中部、西部というふうな防空識別圏に三分化されてあるわけでございます。このような航空交通の分布状態に対処するために、航空路管制業務でございますが、一方所の管制機関におきまして集中して行なうよりも、航空分布に対応したブロックごとに行なうほうが、航空交通の安全性を高め、なお管制業務の能率を向上させるということになるわけでございます。

その理由といたしましては、第一には航空機の管制は、航空機と管制機関との直接通信によって行なうことが理想的でございます。直接通信によって中継方式によります各種の通報、種々の伝達の遅延や誤りを防止することができ、理由の第一点でございます。

第二点は、航空交通の増大及び高速化に伴いまして、航空路管制機関におけるレーダー、管制施設の整備が必須のものになりつつありますが、わが国の全空域をカバーするレーダーというのは、現在の技術では不可能でございます。そうしますと、数個の航空路管制レーダーを設置する必要があり、現在大体二百マイルをカバーできるレーダーがありますが、そういう必要から、たゞさんのレーダーを一つの管制機関によって円滑に操作することは、技術的にも、また経済的にも著しく困難であるわけでありまして、こういった二点から分けてやったほうが管制能率が向上するという点からいいますと、三分化に踏み切ったわけでございます。しかもいまの航空交通の実態に合っているという点からいいますと、三分化に踏み切ったわけでございます。また、施設要員につきましても、従来の福岡、札幌につきましましては、それぞれの機関の下部機構として、実際の業務はすでにやっておったわけであり、それをばきり正当化するということにならざるを得ません。

○中村(寅)國務大臣 航空管制施設の整備、これは非常に重大な課題であると同時に、緊急を要するという情勢に、今度の事故との関連もございまして、なやま、かように考えております。そのために要する経費等につきましましては、急ぐものはぜひ準備費からやる、その他のほうは最も近い機会に適當な処置をして整備をするという方針で進めたいと思ひます。

それから人員の整備につきましましては、これは現在御承知のように各省とも欠員を補充しないという方針で進んでおりますが、今回の事故等に関連いたしまして、航空関係の人員整備を非常に急ぎます関係から、凍結されております欠員の不補充

の線を、運輸省だけ特別にはずしまして、そして急速にそういう方法によって必要な人員は整備してまいり、こういうことにいたしたいと考えております。

○伊能委員 およそ交通というものは、御承知のように、陸である空である空であるを問わず、まず第一に安全正確、そして迅速ということが従来たつとばれておるようでございますが、なかなか航空のごときは、安全ということ——スピードは時代の進運ともいよいよが上にも発展をしておりますので、それに対応した安全ということが最大の重点をもって確保せられ、その施策が常住座臥、政府当局並びに関係業者によって確保されていかなければならぬ、かように存じておるわけでありまして、この点については、政府においても万遺憾なかつたとは存じますが、たまたまああいうような事故が起り、それに関連してといひますか、符節を合わせて今回のような航空交通管制部というものを合理化されるということになった際に、従来の政府の方針で欠員不補充あるいは増員をしないという方針は、もちろんわれわれ了承しておるわけでありまして、このような重要な問題については、それを押しつけてでも交通の安全ということが当然守られるべきであつて、必要があれば当然政府としても増員を考慮せらるべきであらう、かように考えておるわけでございますが、本案提案の際には増員の問題は少しも考慮されておらなかつた。ただああいうような事態の発生にかんがみて、当面欠員を補充するという措置を政府でとられるということでございますが、従来この面での程度に欠員があつたのか。さらに今後の欠員解除の面で具体的にどういふ数字を考えておられるのか、その辺を詳細に御説明をいただきたい。

○佐藤(光)政府委員 御指摘のように管制官の定員並びに現員の整備につきましましては、従来年々努力を重ねておりました、三十七年度において対前年三十一名増、三十八年度対前年三十八名増、三十九年二十六名増、四十年四十三名増、四十一年度は、ただいま御審議をお願いしております中で、管制関係で六十一名増というものを御願ひしておるわけでございます。

ただ、先生御指摘のように、従来管制官の養成というものは相当な努力を要しますと、また若干の人間が外部に出るといふような関係上、四十年現在におきましては、定員六百十九名に対して五百九十九、二十名の欠員というふうな現状に相なつておる次第でございます。われわれとしては、将来その人員の充実並びに養成体制の整備というふうなことにしても、さらに一段の努力をいたしてまいりたいと考えておる次第でございます。

なお、先ほど御説明申し上げました四十一年度の六十一名の中には、御審議を願ひしております航空路管制の関係のレーダーの運用要員、保守要員等も含んでおる次第でございます。これらの面につきましても、政府部内におきましても、要員の充足は一応計画にのほつておる次第でございます。先ほど大臣も申し上げましたように、なお欠員の充足あるいは凍結定員の解除等をお願いしまして管制関係の要員の充実をはかりたい、かように考えております。

○深草政府委員 ちょっと補足しますが、この設置法の関連で出しておりますのは航空保安事務所関係百七名の増員でございます。御承知のように凍結定員がございまして、改正の法律案の中には増員という形ではあらわれておりません。来年度の補充は欠員不補充を解除して増員に充てるということでございますが、表向きは出ておりませんが、実際は百七名でございます。それから凍結定員でございますが、現在本省関係で約百名、それから氣象庁、これは氣象関係の約二十名、百二十名でございます。その範囲内ぎりぎり獲得したいということで、いま行政管理庁と協議中でございます。

○伊能委員 そうすると、自動車関係の増員その他におきましてはある程度認められておるのです。航空関係では法律的に予算的に増員として認

められたものはないというわけですか。

○深草政府委員 そうではございませんで、御承知のように、凍結定員を解除して四十一年度百七名航空保安の関係でふえております。したがってその分の人員は予算でちゃんと計上してある、したがって実質的な増員であるという意味でございます。

○伊能委員 いまのお話でだいぶわかりました。聞くところによると、あるいは同僚の社会党議員からもいろいろ先般の事故調査に関連をして御質問があるかもしれませんが、われわれもいろいろ聞くところによりますと、航空交通管制本部で当然なざるべき仕事、管制官の当然なざるべき仕事があるの都合で実際上なされてはいない。それが事故の発生にも全然無関係であるとはいえないというふうな事実もあるやに各方面で調査したところではいわれておる向きがありますが、現在の各航空保安の関係の事務において、そういうふうに当然なざるべき仕事もなされない程度に人員が不足しておるのかどうか。その辺の具体的な事実等についても詳細にお話をいただきたいと思っております。

○佐藤(光)政府委員 従来定員の審議等におきましては、われわれにおいてもいろいろ要求し、またその査定を受けておるわけでございまして、その業務は、先生御指摘の当然なざるべき仕事につきましては、一応要員を配置していただきまして、その業務はなされておるとわれわれは考えております。その勤務体制の改善等につきましても、わずかではございますが改善はいたされておるわけでございます。しかし、なお今回の事故にかんがみまして、この勤務体制をさらに整備するといふような点、そのほかの点から、先ほど来申し上げておりますように、もう少し内容的に充実をしていただくことを具体的にお願ひしておるわけでございまして、空港の管制業務の強化、特に管制官関係の連絡調整を十分にとるといふような必要が最近特に出てまいりましたというのが一点でございます。

それから管制の技術関係で、特にレーダーとかILSというふうな新しい機器の保守というふうなものを十分にしなければならぬという点もございまして、さらに管制の通信関係の要員を整備するというような点もございまして、したがって、こういうような点につきましても、凍結定員の解除その他によりまして、われわれとしては早急に措置したいと考えておる次第でございますが、安全を保持するための最低限の必要な措置は従来もなされておる、こう考えております。

○伊能委員 さいぜん私が申し上げましたように、航空交通として安全の最低限の施設、人員の配置はついております。これは、私は別にことばじりをとらえるわけではございませんが、適切であるかどうか、これを政府においてとくと御勤考をいただきたい、かように存する次第であります。

ただ、先般新聞、テレビ等で出ておったので、その点確認しておきたいと思っております。また私が当然なざるべきことがなされていらないのではなにかという御注意をしたのは、私自身が調べたのではないので、あるいは同僚の社会党の議員等からお調べになられた点で御質問があるかもしれませんが、先般のBOACの富士山の事故においては、あの事故自体は有視界飛行についての承認を得ておりました。しかし、その一カ月前に、同じような事故があったという際に、これは有視界飛行でなくして大島のほうへ正規の指令によつて飛んでいって、途中から富士山のほうに方向変更をして有視界飛行に移つたようにテレビでは言っておりますが、その点はさらに有視界飛行の許可を得たのかどうか。あれはわれわれ新聞、テレビで承知したのであります。ちょうど一カ月前にそういうことがあつて、写真まで詳細に鈴木何氏がとかいいう人が写したというのが、数日前のテレビにありましたが、ああいうような場合に航路を変更する際の事後の承認手続を得られたかどうかという点を御回答願ひたい。

○佐藤(光)政府委員 伊能先生御承知のように、計器飛行方式によつて飛行をする場合には、管制官の承認を得て飛ぶわけでございますが、それを有視界飛行に切りかえる場合には、有視界飛行状態の場合には機長の判断でできるわけでございまして、その場合には管制機関に、自後有視界飛行によつて飛行するという通告をする手続をとるわけでございます。御質問の点は非常に具体的な問題でございますので、なお詳細に調査をする必要があるかと思ひますが、私がテレビの報道によつて承知しておりますところでは、当初計器飛行方式によりまして大島ビーコン経由で飛ぶというところでありまして大島ビーコン経由で飛ぶというところでありまして富士山付近に飛んだという報道のように私は承知をしたわけでございますが、なお詳細に調査をいたしまして、別の機会に御報告させていただきますと思ひます。

○伊能委員 ああいうテレビ、新聞等での報道があつた際には、私は今回のような交通事故ひんぱんの事態に対しては、当然政府としては、あの際通告があつたかどうかということをするに御調査あつてしかるべきものだと思いますが、御調査がなければやむを得ませんから、その事態がどうであつたかということも十分御調査をいただきました。と同時に、今後富士山の近辺は、すでにわれわれも有視界飛行で幾たびか通つておりますが、日本において最も気流の悪いところであるといふことは公知の事実でありますから、ああいうような点について途中から切りかえるといふようなことを、今後ひんぱんに許されるかどうかといふような点も十分御留意をいただくべきところだろう、かように考えます。

以上で私の質問は大体終わるわけでありまして、関連いたしました、富里空港の問題等について大臣はじめ非常に御心配を願ひ、御努力を願ひしておりますが、私も心から多とす次第でございます。政府において一べん内定をせられておる経緯もありますし、その後着々御検討も加えられております。かたがたわが党においても、

国際空港推進本部も設置せられて、この問題について目下鋭意検討中でございますが、どうか政府の十二分に意のあるところを、実情並びに政府のこの問題に対する利害関係者に対する理解ある態度、並びに政府の国際空港事業に対する必要性、また客観的にも日本が東洋における国際航空の中心地となる上からも、国際空港が必要であるということについては、これはすでに国会において超党派で決議もしておる問題でございます。さらして、国際航空の必要と基地の必要性等については十二分に率直に申し上げますが、十二分に周知をせしめ、徹底をせしめる必要がある。周知の方法等について非常に不十分であります。この問題については、もっと広く、世論だけでなく、また利害関係者にも、その必要性と実情とともに、政府の誠意、熱意というものを周知せしめる方法を当然とらるべきであると考えますが、どうもその点については不十分なような気がいたしました。私の質問を終わりたいと思ひます。

○中村(寅)国務大臣 国際空港の羽田における最近の情勢等から考えまして、第二空港の必要性は、伊能委員も御承知のとおりであります。政府といたしましては、その必要性から考えまして、しかも緊急性を持っておりますので、多年にわたる第二空港の候補地につきましては、あらゆる技術調査をいたしました結果、第二空港の予定地としては富里が最適である。最適であるといふよりも、ほかに適当な場所がないといふような実情でありますので、先般来政府におきましては内定の措置をとつたわけでございます。直ちに本決定をいたしましたので、新空港建設の公団を発足して、そして地元との間にできるだけ円満な処置を進めていきながら、新空港建設の仕事を進捗させたい、かように考えておつたのでございまして、地元県当局等の意向がございまして、地元の中に反対の意向を持っておられる住民がおられるという実情でございますので、反対の方々を納得させる必要が

ございまして、反対の方々を納得させる必要が

あるというようことから、公団の発足等の措置も今日まで延びておるような次第でありまして、御意見のように地元で納得せしめる措置等に万全を尽くすことの必要は、十分承知いたしておるものであります。地元等の関連もございまして、さらに内定当初はきわめて反対の意向を持っておられる地元の人たちの御意向等をそんたくいたしまして、しばらく時間をかけながら納得していただくような方法を尽くしていくのがいいのではないかと。そういうことで、地元の方に納得していただきまます要素といたしまして、土地の補償の問題とか、代替地の問題、あるいは転職をなさる人に対するお世話の問題、その他騒音等によるいわゆる地元の反対の空気をおさめていく処置等につきましまして、いろいろ地元とも連絡をとりながら進めておるような実情でございますが、今日では、運輸省といたしまして、なるべく地元の人たちの刺激を強めないように、時間をかけて納得していただくという考え方をとりましたために、多少その間の処置等に手の届かなかったところもございまして、そういう点は十分反省をいたしまして、現在では内閣の中に関係閣僚会議をつくりまして、強力に地元の要望にこたえていく準備を整えて、そして第二空港の作業を進めていきたい、さように考えておるわけでございますが、幸いに党の中にも推進本部をつくっていただいて協力をいただいておりますが、さらに先般は民社党におきましても、第二空港の予定地等を発表する等、これもやはり私は新空港の必要性を痛感せられてある措置と考えますので、これにつきましまして政府の意向等もよく御相談をいたしますし、さらに社会党として現在の段階では、新空港の候補地は富里は反対という態度をとっておられますが、これも私はやはり社会党にも納得していただいて、そして超党派によって新空港の設立を推進していくような方向にあらゆる努力を続けたい、かように考えておる次第でございます。

この問題に対して広く理解を、利害関係者だけでなく、世論にも求め、各党にも——新国際空港設置の必要はみな痛感しておるわけでございますので、どうぞひとつこの問題に対する十分な理解と周知徹底の努力をぜひやっていただくことが必要だということを重ねてお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○山内委員 設置法の問題については、目をあらためてゆくりお聞きしたいことがあるわけですが、いま伊能委員から出された御質問の中で、ちょっと聞き捨てならぬことがありますので、その一点だけ関連質問として確認しておきたいと思っております。

先ほど航空局長は、富士山の事故について、機長と管制官とのいろいろな会話があった、有視界飛行に移るといふ、その点について、必要があればこれから調査をしてお答えしたいという御答弁です。私、これは突に聞き捨てにならない問題だと思ふ。飛んでおる機長と管制官との間のそういう通話というものは、どういふふう記録されておるのかお聞きしたい。

○佐藤(光)政府委員 ちょっと私の御説明があるいは不十分であったかも知れませんが、今回事故を起こしましたBOAC機の関係につきましましては、先生御承知のように、出発前に有視界飛行というところで管制官に連絡をとって東京国際空港を出発したわけなんでございます。したがって、自後の飛行につきましましては、管制の指示を受けることなく、有視界で、要するに機長が外界を見て飛行するというところで、管制官との間のやりとりはございませぬ。伊能先生から御質問ございましたが、その一カ月前に同じような富士山を飛行した例があるように聞いておるが、この詳細いかなんかということでございますので、私が報道等によって承知しておりますところでは、大島付近までは計器飛行方式によって飛んだ。したがって、これにつきましましては管制官とのやりとりが、資料によって調査すればわかるわけでございます。ただ、その後新聞報道等によりますと、有視

界飛行方式に切りかえた、つまりこれは航空法の規定によりまして、機長の判断で、要するに十分外を見て、計器にたよらないで飛行できるように状態のときには、機長の判断で飛行できますので、その際には有視界飛行に切りかえるという通告をするだけで、自後はそういう飛行ができるわけでございますので、そういう方式によって飛行したというふうな、報道としては私は承知しておりますということをお申し上げた次第でございます。したがって、先ほど御質問ございましたので、一カ月前の事態でございます。直ちにいま手元に資料がございませんので、早急に調査をしてというところでございます。

○山内委員 一般論として、そういう場合の飛行している飛行機と管制官との応答の資料というものは、どういふふうにして確認されるのですか。

○佐藤(光)政府委員 各管制機関は、管制通知をいたしたものをテープレコーダーに吹き込んでおられますので、その関係の資料は、テープレコーダーの記録として保存をいたしておるのでございます。

○山内委員 私、それを承知して聞いておるので、それを調べるとか調べないとか、テープレコーダーにちゃんととっているものなら、調べる必要もないし、事故が起きた直後にもうそれが第一の記録として、あなた方は確認しなければいけません。これから調査することにはなっていないが、これから調査することはないかということ、結局テープレコーダーにとっていないということ、これは私は今度はこちらと証明したい。

○佐藤(光)政府委員 事故を起こしましたBOAC機の管制のやりとりは、テープレコーダーによって保存をしております。

○山内委員 その規則からいってもとめることになっておるし、これは一番のきめ手であり、証拠であり、これは大事な記録としてぜひ残さなければならぬ。ところが、さっき伊能委員がつかれたように、人手がないとかいふことから、それ

を怠っておるという事実がある。これは大臣、たいへんなことです。ああいうレコーダーなんというものは、いつまでもかけっぱなしで一時間も二時間もかけられる。金もかかるものなんです。そこに女の子の一人も置けばいい。そういうものすらも怠っておるという事実を私は聞いておる。いまはもう事故が起きたから、おそれなくておるでしょう。しかし、前に私は飛行機に乗ったときに、たまたまそこに管制官の知っている人がいて、いろいろ事故が最近あるが、気をつけなければいかなぬという話から、この話を実は私は承知しておいた。山内さん、あなたお客さんにはわかりぬらぬで、管制塔に上って実情を見てくださる。テープレコーダーさえもとれないほど人は窮屈なんだということをお訴えておった。大臣御承知ですか。

○中村(寅)国務大臣 私は今度のBOAC機の事故の際には、やはり最初に有視界飛行に切りかえるという許可をとって行っておるといふことは承知いたしておりますが、先ほど伊能委員が言われました、前にもそういうことをやっておったらしいということ、きのうのテレビで鈴木とかいう人が言われたということで私も承知したわけでありまして、その点を、そのときに許可をとったかどうかということをお調査をしておらぬということのようでございますから、これは早急に調査をすればわかることでございますから、あとで御報告する、局長はこう言っておるわけでございます。今日起こりました富士山ろくの事故に対しましては、事前にやはり許可をとって出しておるのでございます。

○山内委員 この起こった事故について、いろいろ責任の立場もあり、所在もあり、そのことの原因を究明することは、これは大事です。しかし、私がいま申し上げたいと思うのは、この次にまたお話ししたいと思ふますけれども、この事故というものは偶然に起こるのではなくて、そこに至るいろいろな問題が積み重なって事故が出てくる。私この事故が起こる前から、そういうふうな切り

詰めた人員や勤務時間等を調べておりますけれども、そういう問題から事故が起こり得るといふ心配を裏はしておいた。そこへたまたまこういう事故が相次いで起きたために、そういうレコードすらも記録が不完全であるというのを思い出し、どこかに無理がある、いまになれば局長は、事故がないときはそんなことまで気もつけなかつたかもしれないけれども、どこかにそういうすき間ができていて、それがこういうふうな三つも重なるような大きな事故をこしらえた。この点について、大臣はとくと、決して組合の肩を持つとか、働く人ばかりの肩を持つということではなくて、こういう大事な人命を預かる——事故が一たん出ればみな死んでしまうのですからたいへんな話ですよ。もっと不測の緊張が、特に航空局長ともある責任の立場の人は、いつでもそういうところには神経を使つてもらいたい。これはちよつと話が出ましたから、以上申し上げておくので、またあらためてお聞きしたいと思います。

○中村(實)國務大臣 山内委員の御忠告をよく聞いて今後やりたいと思いますが、政府といたしましても、今回の事故は、私は航空管制その他の設備不十分というふうなことで起こつたものではないという自信を持っております。しかし、安全を確保する上には、より整備すべきであるという観点に立ちまして、至急に航空管制の設備あるいは氣象情報を完全にかむ設備とか、あるいはまた、いま山内委員も仰せられるように、職員勤務の立場まで目をつけて、処遇の問題とか、あるいはそのほか労務管理等の面にも十分目を注ぎまして、できるだけそういう点まで十分処置をいたしまして、働く人たちにも気持ちよく働けるように処遇等も考え、さらに人員等に至りまして整備を、より安全度を高めたい、かように考えて諸準備を進めておるわけでございます。

○山内委員 もう一点だけ。富里の問題についていま決意が述べられたわけですが、先ほど伊能委員も言われたとおり、私どもも、狭くなつた飛行場をもっと大きくするか、別に求めなければならぬという原則については、認めておるわけです。ただ、本職のパイロットにも聞いてみましたが、富里という東京の上空に近いところにもう一個飛行場を持つという事は、安全性の問題からいって、かえって危険が増す、そういう見解を裏は言っている人もあるわけですね。必要性のことや、あるいはまた地元の方々の対する対策については、またいづれお聞きしますけれども、一体、東京に近いところに飛行場を持つことについて、安全性の立場からどういうふうにお考えになっておるか、その点についてお聞きしたい。

ばならぬという原則については、認めておるわけです。ただ、本職のパイロットにも聞いてみましたが、富里という東京の上空に近いところにもう一個飛行場を持つという事は、安全性の問題からいって、かえって危険が増す、そういう見解を裏は言っている人もあるわけですね。必要性のことや、あるいはまた地元の方々の対する対策については、またいづれお聞きしますけれども、一体、東京に近いところに飛行場を持つことについて、安全性の立場からどういうふうにお考えになっておるか、その点についてお聞きしたい。

○中村(實)國務大臣 飛行場の安全性というのは、いわゆる空の路線があいておるかどうかというところにかかると思いますが、現在富里に第二空港を設置いたしましたも、空の交通路線の上から考えますと、十分あいておる、安全であるという調査の結果によつておるのでございまして、そのほかに、いろいろ地方の人あるいは有志の人からも、ここではどうか、ここはどうかといつて申し入れがありますが、そういうあらゆる面を調査いたしました。地上で見た感じはわりあい広い場所等が得られる、あるいは埋め立て等が可能だといふようなことがありますが、いわゆる空があいていないということによつて候補地とならないようなところが、非常に多うございまして、そのうちのうち、現在予定しております富里は、空のそういう交通路線から考えまして、十分安全度が確保されるものである、こういう観点に立つて候補地としてきめたわけでありまして。

○山内委員 その点については、またあらためて私は私の考え方を述べておきます。終わります。

○藤尾委員 私は、ただいまの伊能委員並びに山内委員の御質問を拝聴しております。非常にこれは遺憾と思つておるわけですが、あえて関連をいたしまして御質問を申し上げたいと思つておる、特にBOAC機の場合に有視界飛行が問題になつて、ああいう事故が起こつておるという

時期に、最近、計器飛行から有視界飛行に切りかえた実例、特に一カ月前にあつたという事実すら航空局長がまだ調査していないという事態といふのは、一体どういふわけですか。私は、これははなはだ不謹慎だと思つておる。これをひとつ御釈明を願ひたい。

○佐藤(光)政府委員 まことにわれわれの業務に對する痛い御指摘でございますが、御了解願ひたいと思つたのは、この問題が具体的に提起をされましたのは、実は昨日のことでございます。われわれとしては、いま伊能委員からお尋ねがございましたので早速取り調べたいと思つて、数多く飛行いたしました。先ほど来、山内委員も御指摘のように、管制にかつたものは管制の記録がそれぞれございますけれども、これは御承知のように空を非常にたくさん飛ぶもの多数の記録でございますので、その中から十分選別をして、そういうふうな記録をさがし出す努力をする必要があるわけでありまして。新聞報道を資料にしてという御質問でございますので、私も新聞報道あるいは法令の規定によつてこういうふうになつておる、したがつて十分に有視界飛行状態であつても、その点問題がなかつたという点、実は報道によつて判断をしておるわけでありまして。しかし、御指摘でございますので、多数の記録片、いわゆるストリップと称しておりますが、その中からさがす必要がございますので、若干の時間をいただきますとその事実をわかつておるわけでございますので、その点をひとつ御了解願ひたいと思つた次第でございます。

○藤尾委員 そういふ大べらぼうな話はないはずでしょう。BOAC機の事件が起つてから今日まで一体どれだけの時間が経過しておるのですか。それだけの時間の間に、しかも、最近に起つておるそういう計器飛行から有視界飛行への転換というふうな事実を拾ひ出すことができなかったというふうなあなたの態度といふものは、きわめてあなたの業務といふものに不熱心ではないか。どう思われますか。

○佐藤(光)政府委員 御承知いたしておるかと思つたが、航空管制は、非常に例外的なこういうふうな事件を引き起こしたものは、直ちにそれぞれの関係の資料を調べておられれば十分調査を進めておるわけでございますが、問題は、同じBOAC機でございますが、一月前の飛行で、飛行途中のいわゆるIFRからVFRへの転換というところで、通常の飛行状態において何ら保安上危険がない問題として処理されておりますので、そういうことであるわけでございます。しかし、御指摘でございますので、早速その点を調査いたしました。御報告をさせていただきますと思つておる。

○藤尾委員 そういふ事実は、私どもはしるうとでなければ、そういう事件が起つたら、それに似たような事件が前になつたか否かというふうなことを調査するのが、当然のことでしょう。私は新聞記者出でますから、新聞記者で記事を書くと思つたら、すぐ前例にこういうことがあつたか否かといふことを調べますよ。そんなもの調べるのに、あなたそんな時間がかかるわけがない。きわめて私は遺憾な態度だと思ふ。これだけは申し上げておかなければならぬ。それから、あえてひとつ苦言を申し上げるというわけでは、それからもう一つ、富里に関連をいたしまして大臣にお伺いをいたしますけれども、富里地区に第二空港をつくらなければならぬということに御努力を賜つておるわけでございますけれども、いまの御計画によりますと、第二空港を設置されるにいつてどれくらいの人家に犠牲をしないければならぬかといふような御調査は、十二分にできておると思つておるわけでも、この点はいかがですか。

○中村(實)國務大臣 藤尾委員の質問の点でございますが、人家の立ちのきの数は、その飛行場の据え方によつて多少違つてございまして、現在のところでは、私ははつきり数字を承知しておりませんが、直接飛行場の敷地内の立ちのき

を必要とするのは千戸内外、それで八百戸くらいになる飛行場の敷き方と、あるいは千戸戸くらいになる敷き方といろいろございまして、まだそこまでこの線に飛行場を据えるという事ははつきりいたしておりませんので、多少相違があるのをごさいます、そういう実情でございます。

○藤尾委員 ただいまの大臣の御答弁でほぼ見当がついたわけでありませうけれども、いままでの土木事業その他におきまして、千戸近い人家に移転をさせていただくというような措置をとった前例がどれくらいございませうか。

○中村(寅)國務大臣 前例はないのではないかと考えますけれども、私は、この立ちのきというものは容易ならぬこととございませう、またできるだけそういう農家の人たちに御迷惑のかかることのないようにと考へまして、その他の場所では飛行場として使える場所があるならということであらゆる調査をいたしたのでございませう、先ほど申しましたように、あらゆる技術の面からも調査いたしました結果、富里地区以外に適当な場所はない、こういう結論を得ましたので、前例のあるないにかかわらず、新空港としてはここ以外にないという形からいま内定をしておる状態でございます。

○藤尾委員 私は、富里が別にいいとか悪いとかそういうことに興味を持っておるわけではなく、富里が非常にいいというわけではなく、それには少なからず、もし騒音地区というようなものを考へましたならば、おそらく千戸以上になるでしょう、そういういまままでかつて前例のない移転をしていただかなければならぬというような土地買収の事業といえますものは、私はこれは非常に困難な問題だと思ひます。そういう困難というものを十二分にお考えの上でやろうと言われるわけですから、私は大臣の御熱意というものを了したしまして、その問題はおきませうけれども、ここにひとつ大臣にお考えをいただき、また御説明をいただかなければならぬと思ひますことは、私

は、ほかのあらゆるところをお考えになつて富里でなければならぬというようにお考えになつたというところとございませうから、それはそれなりに一応拝聴をいたすということにいたしました、いまアメリカの軍用機の専用飛行路線というものがなつておりますブルー14というものがございませう、こういうブルー14の問題に對しまして、非常に詳しい御調査をいたしますものを出したことがおありになりますか、ありませんか、お伺いしたい。

○中村(寅)國務大臣 これは十分調査をやつた上でのことであると思ひますが、ただブルー14の下には四つか五つかとにかく四つの軍用飛行場がありませう、その飛行場を一つとかあるいは二つとかここに譲つてもらつたことによつてこのブルー14がはずせるというふうなことでなくて、あの飛行場というものがあつた間は、これはアメリカが使用すが、日本が使用すが、ブルー14という航空路というものは必要である、こういうこととございませう、そういう事情から、第二空港の子定地を富里にいたしましたのであります。全部これが軍用飛行場というものが飛行場という線からははずせる、飛行場がなくなると思ひますけれども、これはまた別の観点が出てくると思ひますけれども、現在の事情からはそれはとてもできないこととございませう、ほかにもということとございませう、東京都心から一時間ないし一時間半くらいの間でいけるという一つの大きなワグがございませう、予定地の地域が非常に限定される、そういうむずかしい条件等の中で、富里というものがきわめて条件になつた適当な地である、こういうことに結論づいたわけでありませう、ほかに、御承知のように霞ヶ浦とか木更津とか、たいそうな人に立ちのいてもらはずにいいような場所の候補地としての名前があつてまいりましたので、そういうところにもあらゆる調査をいたしました結果、金の問題でなくて、いわゆる技術上どうしてもむずかしいというふうな結論を得ました結果、富里ということに内定をいたしました次第

でございます。

○藤尾委員 実は私はブルー14の問題に對しましては、前に一回ちよつと關係さしていただいたことがありませう、それで申し上げるわけではありませうけれども、ブルー14の問題に對しまして突つ込んだ検討をしたことはない、私は思ひます、私は、千何百戸の人家に移転をしようといつた富里地区に飛行場を設置する困難さというものの度合いと、このブルー14を他に移転し得るかいなかという問題を実現できるかどうかという困難さを双方バランスにかけてみて、検討して見る必要があると思ひます。これは単に運輸省だけの問題でありませう、防衛庁との問題もかわりませうので、ここでどうしようというふうな意見は申しませんけれども、ともかく、いまの横田、厚木あるいは朝霞というふうな一連の基地といひますものが、東京近郊わずか一時間か、そこらのところにとりしてもなければならぬという理由は、私はないと思ひます。ちよつと富里に第二国際空港といひますものを設置するの、非常に困難である。その困難さを克服する努力あるいはし——これはやつてみなければわかりませんけれども、とにかくブルー14を使つておる一連の飛行場といひますものを、かりにほかの地域——片一方には御存じのとおり千歳、三沢というふうなものに北のほうにありませう、同時に西のほうに、そういう強力なものもございませうならば、私はアメリカがいまのブルー14地区の飛行場に固執しなければならぬ理由というものは、もうたくさんないと思ひます。

〔辻委員長代理退席、委員長着席〕
そういう点もひとつあわせお考えをいただきまして、今後の調査の一環にさせていただきたいということをお願いをいたしまして、関連でございませうから、私の質問を終わります。

○木村委員長 橋崎弥之助君。
○橋崎委員 時間がございませぬから、省設置法一部改正に關連をして簡潔にお伺いをしてみたいと思ひます。

エールフランスによるパリ—上海—羽田の路線の話が、いまフランスと中国の間で行なわれておるわけですが、当初の計画では、四月一日からこれを實現したいという構想で進められておるといふようなことでありませう、いまその交渉の状態がどのようになつておるか、把握されておるものがあるならば、御報告を願ひたい。

○佐藤(光)政府委員 エールフランスの協定路線に關しては、最近特にわがほうと折衝いたしました結果はございませぬ。

○橋崎委員 中国とフランスの上海經由の交渉の情報は、全然あなたはおつかみになつていらつしやらないのですか。羽田に上海を經由して乗り入れるという問題です。それを全然そういう情報を御存じないのですか。

○佐藤(光)政府委員 先生御承知のように、一時香港紙等に、そういう交渉が中国とフランスの間においてなされておるというふうな情報があるといふことは予算委員会でも大臣から申し上げておる次第であります、われわれとして直接フランスと最近そういうふうな話をいたしておる事実はございませぬ。

○橋崎委員 私は、日本政府がフランスと話をされておるかどうかを聞いておるんじゃないのです。中国とフランスの間でそういう交渉が行なわれておる、その情報について、いまのお答で、何か香港あたりの新聞に載つておるのを読んだという程度ですか。それだけですか。私は、予算委員会でもこれは問題にしたのです。どうして情報をつかまないのであるか。つかむ必要はないのですか。羽田に入つてくるという路線の問題です。関心がありませんか。エールフランスをやつておるのだから、どうしてエールフランスに聞かないのです。聞く必要がないのですか。関心がありませんか。はつきりしてください。

○佐藤(光)政府委員 先生御指摘のように、わが国に飛來する航空機でございませぬから、関心はございませぬ。エールフランスが中国を經由してわが国に飛んできたいという希望を持っておるといふ

ことも、承知しております。ただ、いわゆる航空協定上、わがほうとフランスと最近そういう話をいたしておられないというのを申し上げたわけでございます。

○**榎崎委員** 何回も同じことを言わせないでください。私は、日本政府がフランスとそういうことについて話し合ったかどうかを聞いておるのじゃないのです。フランスと中国の間で交渉がどの程度進んでおるかというような情報を、あなた方は知らうとなさらないのですかというのです。エールフランスに聞けばわかることでしょう。私は手算委員会でも質問しましたが、全然関心ないのですか。日本と中国の友好親善問題に非常に重要な一つのかげ橋になる問題です。どうしてエールフランスに対して、情報をお入れにならないのですか。なぜですか。必要がないからですか。

○**佐藤(光)政府委員** 非常に事務的なお答えで恐縮でございますが、わがほうは、航空協定は御承知のように二国間協定でございますので、そういう問題が起れば、当然フランスからわがほうにそういう申し入れがあつて交渉が行なわれるという事態を考えておりますので、先ほど申し上げたように、一部そういうような新聞情報を承知しておる程度であるということを上上げた次第でございます。

○**榎崎委員** 全くそういう態度を、いわゆる官僚的というのでしようか。いま、ふんと言われましてからそれだろうと思つたのですが、私は言語道断だと思つたので、そういう態度は。

それでは別の角度からお伺いをいたしますが、日仏航空協定では、路線の中に中国の本土の一部ということが入っておりますね。そこで中国本土の一部を経由するということは、問題になつてないわけですか。どうですか。

○**佐藤(光)政府委員** 協定上は、先生御指摘のように、中国本土は入っております。ただ、自後協議するところによつてそれを定めることになつておることも、先生御指摘のとおりであります。

○**榎崎委員** そういうことは条文に書いてあるから、あなたがおっしゃらないまでもわかっているのです。何を答えになつていらつしやるのですか。中国本土の一部を経由することについては問題ないですね、ということをお聞きしておるのです。

○**佐藤(光)政府委員** 協定上は、中国本土を具体的に通過する場合に、どこを通過かということをお聞きしておるものだとお聞きしておるわけですね。

○**榎崎委員** 私の質問に答えてください。もう一度申し上げます。中国本土の一部を経由することについては、協定上問題はありませんね。まずそれを伺いましょう。

○**佐藤(光)政府委員** 先生のおっしゃるとおり、中国本土を通過することについては、協定上定められておるわけでございます。

○**榎崎委員** そうすると、中国本土の一部を経由することは、協定上問題にならない。その中国本土の一部がどこであるか、具体的に問題になるときに、初めて交渉あるいは協議の対象になるよろしゅうございませうか。

○**佐藤(光)政府委員** 手続上そうなるわけでございます。

○**榎崎委員** そうしますと、中国を経由することについては問題はない。運輸大臣のお考えを聞いておきたいと思つた。

○**中村(寛)國務大臣** 私は、その規定された協定によつて話し合いをする際に、諸般の事情を考えてその入ることを認めるか認めないかを決するのだ、かように考えております。

○**榎崎委員** どうも微妙なところでございます。協定上は、中国の一部を経由することについてはきまつておるのだから、私は問題にならないと思つたのですが、大臣どうでしょう。あなたは、その一部を経由することも協定上問題になるとおっしゃるのですか。

○**中村(寛)國務大臣** 中国のどこを通過して日本の羽田に來たいというものがはっきりいたしまして、その後兩國で相談をしてきめる、こういうことでございませう。

○**榎崎委員** そうしますと、中国本土の一部を経由することには問題はない。その一部がどこか、具体的になつたときに初めて協議の対象になる。もう一度確認したい。

○**中村(寛)國務大臣** 政府委員からお答えいたさせていただきます。

○**佐藤(光)政府委員** 先生御指摘のように、航空協定上は具体的にどういふ路線をきめるかということが一番問題でございますので、考え方としては中国本土を経由することをきめながらも、その具体的きめ方を自後の協議に残したいというのが、現在の協定の姿でございます。したがって、具体的に話し合つてその經由地点をきめたときに、初めてその路線が路線として現実に運航し得る状態になるということであるわけでございます。

○**榎崎委員** あなただけを切り離して考えておられない次第でございます。

○**榎崎委員** あなたは、政治的な考慮をする必要はないのです。あなたは、さつき官僚的な答弁ばかりして、事務的に答弁すればいいのです。それを、政治的な考慮をして、二つに分けていない、一つとおっしゃるのですが、協定上は明らかではありませんか。中国の一部を経由することについては、協定上は問題ないじゃありませんか。協定上問題があるのですか。これは大事なところで、

○**佐藤(光)政府委員** 具体的な路線の自後の協議の問題を除けば、協定上は問題ないということ、先生のおっしゃるとおりだと思います。

○**榎崎委員** どうもわからないのですが、私ははっきり—私の質問はわかりませうか。中国本土の一部を経由することについては協定上問題がない、ただその一部がどこか、具体的にきまつたときには初めて協議の対象になる。その地区は行けなしか行けなしか……。

○**佐藤(光)政府委員** ちょっと御説明が足りないかもしれませんが、二国間の航空協定、つまり東京へ入ってくるエールフランスを指定航空企業として認める場合には、わがほうはその中間地点についての協議をしてきめる。つまり中国とフランスとをきめたものをわがほうを選択するという場合になるわけでございますが、わがほうも具体的に經過地点について協議をしてきめるという立場に立つわけでございますから、そういうものができて初めて中国經由の路線を現実にエールフランスが飛べるようになるということをお聞きしておるわけでございます。したがって、これを先生のおっしゃいますように二つに分けて、協定上はなるほど中国を通過するようになつておるじゃないか、それはおっしゃるとおりでございますが、具体的に飛べるようになるのには、それと同時に經由地点が協議によつて明確にきまる必要があるということをお聞きしておるわけでございます。

○**榎崎委員** いまのあなたのお答えでいきますと、中国本土の一部なんて要らないことになるのじゃないですか。路線の中に中国本土の一部というものは要らないじゃないですか、何にしても最後に協議してきめるのだから、そうでしょう。そうじゃないでしようか。それでは、入らない場合に入った場合とどう違うのですか。

○**佐藤(光)政府委員** これは航空協定の路線を定める場合のいろいろな型に属するわけでございます。必ずしも中国でございませんで、ほかにもございませうが、具体的な經由地点は後に個別に協議するという形を通常とおるわけでございます。協定の交渉上、こういうことは相互の話し合いの最後の結末において常にとり得る形でございますので、エールフランスのような場合にも、一つの例に当てはまるわけでございます。もちろん先生のおっしゃいますように、そういうことをしないで、初めから具体的な經由地点をちゃんときめて協定を成立させる例もございませう。

○**榎崎委員** あなた方は、どうも政治的な配慮を

○**佐藤(光)政府委員** ちょっと御説明が足りないかもしれませんが、二国間の航空協定、つまり東京へ入ってくるエールフランスを指定航空企業として認める場合には、わがほうはその中間地点についての協議をしてきめる。つまり中国とフランスとをきめたものをわがほうを選択するという場合になるわけでございますが、わがほうも具体的に經過地点について協議をしてきめるという立場に立つわけでございますから、そういうものができて初めて中国經由の路線を現実にエールフランスが飛べるようになるということをお聞きしておるわけでございます。したがって、これを先生のおっしゃいますように二つに分けて、協定上はなるほど中国を通過するようになつておるじゃないか、それはおっしゃるとおりでございますが、具体的に飛べるようになるのには、それと同時に經由地点が協議によつて明確にきまる必要があるということをお聞きしておるわけでございます。

○**榎崎委員** いまのあなたのお答えでいきますと、中国本土の一部なんて要らないことになるのじゃないですか。路線の中に中国本土の一部というものは要らないじゃないですか、何にしても最後に協議してきめるのだから、そうでしょう。そうじゃないでしようか。それでは、入らない場合に入った場合とどう違うのですか。

○**佐藤(光)政府委員** これは航空協定の路線を定める場合のいろいろな型に属するわけでございます。必ずしも中国でございませんで、ほかにもございませうが、具体的な經由地点は後に個別に協議するという形を通常とおるわけでございます。協定の交渉上、こういうことは相互の話し合いの最後の結末において常にとり得る形でございますので、エールフランスのような場合にも、一つの例に当てはまるわけでございます。もちろん先生のおっしゃいますように、そういうことをしないで、初めから具体的な經由地点をちゃんときめて協定を成立させる例もございませう。

しながら答弁されているようで困るのです。政治的な配慮は運輸大臣だけでけっこうなんです。

○中村(寅)國務大臣 中国とフランスの間でましまして、日本にその交渉がある際には、どのような態度をとられますか。

○中村(寅)國務大臣 その際に諸般の事情を勘案いたしまして決定いたします、こういうことでござい

○中村(寅)國務大臣 私は、考えを変えたのじやございませぬ。現在の時点においては、私はそれは認めるという意思はございませぬが、いま橋崎委員からこういふ場合の一つの方法を質問なされたときその時点で考えますと、こういうように申し上げたわけでございます。予算委員会で答えました、いまの時点においてそれを認めるという気持ちを持っておらぬという考え方を改めて申し上げたわけでございますが、ことばが足らず、あるいは誤解を生じたかもしれませぬが、

○橋崎委員 問題は、上海ということで話が非常に具体的に進んでおるので、それで上海というところを仮定して、しかも非常に実現可能な話としてお伺いしております。それでもう一べん、予算委員会のときの答弁と、いまの上海ということを具体的に考慮に入れられて御答弁をいただきたい。

○中村(寅)國務大臣 いまの日本と中国との関係が御承知のような事情でございますので、私は、いまの時点ではこれをすぐ承認するという考えは

持っておりませぬ。

○中村(寅)國務大臣 それも含まれまして、その他諸般の情勢から、私はいま承認するという考えを持たないわけでございます。それだけではございませぬ。それもやはり含んでおりますが、諸般の情勢から、いま承認するという考えを持たないというところでございませぬ。

○中村(寅)國務大臣 その問題を具体的に検討しておりますので、具体的な条件を申し上げて説明することは、私はこの際お許し願いたいと思

○中村(寅)國務大臣 韓国の事情で、韓国と中国をどうして差別扱いをされるのですか。それも諸般の事情ですか。

○中村(寅)國務大臣 韓国の事情で、韓国と中国をどうして差別扱いをされるのですか。それも諸般の事情ですか。

○中村(寅)國務大臣 中国との協定は要りませぬ。大臣に聞いています。

しないという方針である。正常化とは関係ない。こういうことになりませぬ。

○中村(寅)國務大臣 国交が正常化されておらぬというところだけで許可したり、しないということではございませぬ。

○中村(寅)國務大臣 なかなか微妙な質問でございますが、両方に関連があると思ひます。

○中村(寅)國務大臣 私は、どうしてこんなわかり切ったことを理を詰めて言っておるかという、理屈がわからぬからですよ。筋が通っていないからですよ。一つの筋が通っていないからですよ。ごまかしがあるからですよ。だから、私はこんな理詰めで言っているのです。それでは、航空協定は政経両方とも関係があるから、分離方式にはならないというお考えですね。もう一度念を押しておきます。

○中村(寅)國務大臣 私は、航空協定は、一番大きな問題は経済が中心であると考えますが、やはり国と国とで協定を結びますので、そこにきわめて微妙な一つの問題が残るのではないかと、かように考えます。

○中村(寅)國務大臣 中国との協定は要りませぬ。大臣に聞いています。

が、フランスが日本に入ってくるその経路が、中国の一点を通ってくるというときには、その地点がきまるとして双方で協議してきめる、こういうことになっております。その慣例があるということを私は申し上げたわけでありませぬ。

○橋崎委員 中国と日本の航空協定の話をしておるんじゃないのです。単に經由をする場合に上海を選ぶ。日本と中国の場合でも、航空の問題は、これは経済の問題です。ましてや日仏協定を結んでいるエールフランスが上海を經由するという問題が、どうして日本の政治に関係があるのです。

○佐藤(光)政府委員 大臣から申し上げておられますように、現実には航空協定が必要であるかないかという問題は、先ほど申し上げましたように、二国間協定でございませぬから、フランスが中国に対して航空の権利を得る必要があると同時に、わが国とフランスとの間にその通過地点を認めるということによって現実には飛べるようになることは、先ほど御説明申し上げたとおりでございます。ただ、航空協定の具体的な形として、先生御承知のように、われわれとしては、それぞれの国が二国間の定期航空運送協定のほかに、たとえば相互に技術着陸を認める、その他の条約を必要とするというふうな事情、その他現実に国交あるいは国交に近い人間の往来状態というものが、航空機の利用の裏づけとなるというふうな事情もございませぬので、現実には大臣から申し上げておられますように、政治経済全般の状態を考えた場合に具体的な航空連絡をつけていくというのが、現実の事情であるわけでございます。したがって、そういう意味から申し上げますと、かりに中国を經由して向こうから飛行機が飛んでくるような場合を考えます場合には、少なくともわがほうから中国に飛んでいく状態というふうなものも考えながら具体化していくということに考えるべきではないかということでございます。

○橋崎委員 そういふ状態というのは当然のことだと思ひます。そこで、いまエールフランスは、四月一日を目

ざしていろいろ交渉をやつてまいりましたが、その問題も含めて、いまエールフランスの支社長がパリの本社に行つておるわけですから、そしていまのめどは、日本政府の状態もあるかも知れませんが、四月を覚えて九月をめぐりしてこの航路開設を進めておる、そういう情勢であります。したがって、私は早晩具体的にこれは問題になると思つて、私も影響するところは非常に大きいと思つて、政経分離の方式でいけば、私は、問題にならないはずだ、佐藤内閣の方針でいっても問題にならないと思つておりましたが、運輸大臣は政治問題も関連があるという御見解のようである。とするならば、運輸大臣自体でおきめになれない問題であらうと思つて、そうすると、当然総理大臣を中心にして問題が検討される。いづれこの問題が具体的にいつか重なるに御質問をいたしますけれども、本日の答弁の内容は、私は非常に支離滅裂なところがあると感じました。最終的には、諸般の事情ということでお逃げになりました。しかし、そんなに簡単な問題ではないであらうと私は思つて、この点は問題を留保して、きょうはこれで終わります。

○木村委員長 厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。
質疑を行ないます。
質疑の申し出がありますので、これを許します。米内山義一郎君。

○米内山委員 私はまず最初に、生活保護に関する具体的な問題を、厚生大臣からあるいは厚生省の局長さんからお聞きしたいと思つて、所得倍増政策の結果、国全体の経済が大きく伸びたといわれますが、非常に所得の格差が拡大してまいりましたし、地域の格差も大きく開いてきております。特に私の出身地である青森県の東海岸、これは特に厚生大臣の御出身の岩手県の北部とはくつついておる地域で、日本のチベットなどといわれるような、日本でも珍しいような未開発

地域、したがって住民の所得が著しく低い地域に、いまの時代においてまさかそんなことはあるまいと思われような事象があるわけでありまして、ですから、私がいま申し上げたいことは、いろいろな国の法律や制度に基づいて、こういう地域の極端に——つまり国民に対しての保護政策があるわけでありまして、これには法律の命ずるところによつて、一定の基準とか標準というふうなものがあるのが当然であります。あまりにもひずみの多い場合には、それをしやくし定木に適用することが、かえつて不自然であるというふうな事柄が起きております。

私は、そのことについて具体的な二、三の実例を述べまして、御見解をお聞きしたいと思つて、第一の事例は、あと五百メートル南のほうに家があれ岩手県という、青森県と岩手県の境界、五百メートル南のほうにあれば、これは厚生大臣の選挙区であつたかも知れませんが、ここにこういう事例があるのです。非常に山深い地域でありまして、炭焼きなどを経営しておるところですが、いま当主は妙川よしさんという、夫に死なれた母子家庭であります。しかも、この主人は七年前に炭焼きに出まして、帰りに深い大雪のため凍死してしまつて、ここに最近、重なりあつて起きた不幸な事柄であります。——そういうことで、このうち自來生活保護を受けておりました。ところが、去年次男が中学校を卒業したために、生活保護の打ち切りになりました。どういう生活をしておつたかという、長男と次男の出かせぎによる送金、一家の経営は二反歩の水田と五反歩の畑であります。水田は、一年に九俵ぐらいしか収穫がありませんで、自家飯米にも足りません。畑作五反歩の中で、金銭にかえ得るものはビートの三万円でありまして、あとはみんなみそ豆とか野菜、自家消費に充てる分でありまして、ここにこういう事態が起きました。まず最初は、一昨年の十一月九日に、二女のまさ子さんという人が肺炎で入院した。ここから始まるわけでありませんが、そうしましたら、十一月二十九日に次

男の正蔵君が、十六歳であります。ダム工事現場に出かせぎに行つておりました、事故死してしまつた。これは、年少労働者のそういう悲惨な死に方というので、地方紙はもちろん、中央紙にも三面のトップ記事になつた事件の中の、これは事実でございまして、そのあとに、一月の三十一日、いまの主人であるよしさんのなくなった御主人のお父さん、いわゆるおじいさんが死にまして、二つの不幸、三つ目の不幸が重なつたわけでありまして、そうしましたら、年を越しまして、二月の三日に火災が起きまして、家も小屋もまる焼けになつて、まあいわばまる裸で寒い冬空に投げ出されるようななかつたのであります。結局生活保護の打ち切りになつたのは、死んだ次男の十六歳になりましたが、この人が死にました。その上におじいさんが死に、費用がかかり、火事で焼けた、こういう段階になりました。この家が生活保護を受けける基準に当てはまるか、当てはまらないかという問題になつたのですが、役場へ行つて相談しましたら、これは田畑があるからだめだろやというのでございまして、いわゆる県庁の出先機関に聞きましたら、死んだ息子さんの慰謝料と申しますか、それが百四十八万来たから、その金があるうちは生活保護を受けられないということなんです。そうしますと、家を焼かれて、かわりの家を建ててくれるならばともかく、この金が必要ならば、農協やその他の火災共済などには一銭も入つていない。こういうふうな珍らしいほどの重なる災難にあつた人に対して、いまの法律や制度で何らかの運用の面、そういうことでどういふ人を救済することができないものか。どういふことは、私は大臣の腹一つでできないわけはないじゃないか。このことに対する大臣の御回答というものは、私は、佐藤内閣の政策が正しいとか間違ひだとかということに、佐藤内閣の体温が普通の三十六度半なのか、あるいは二十五度くらいに低いのか、体温測定の一つの資料にもな

ると思つたので、特に大臣からこの点の御見解を聞きたいと思つた。

○鈴木国務大臣 生活保護の問題につきましては、特に生活に困窮されております方々の生活の実態、これを十分調査把握をいたしまして、適正に運用するようになつておることを、厚生省としても指導いたしておるのであります。また、保護基準の改訂につきましても、これが社会保障の大きな柱の一つでございまして、生活保護基準の引き上げ改善ということにつきましては、特に留意をいたしてまいつたところでございまして、

そこで、いま米内山さんから具体的な事例をあげられました御質問であります。御指摘のとおり、妙川よしさんの御家庭は、非常に生活が苦しい毒な事情にございまして、昭和三十六年の三月から三十九年の十二月まで生活扶助を受けておられたのでございまして、その後長男の方、次男の方が出かせぎ等に出られまして、仕送りがなされたというふうなことで、四十年に入りましてから、収入が四級地の扶助基準であります約二万一千円をこえるというふうになりました。四十年の一月からこの保護が廃止されたのでございまして、しかるところ、いまお話がございましたように、次男の方が岩手県の松尾山山付近の土木工事で事故死をされて、労災の補償が百四十八万円入つておるのでございまして、また、その後不幸にして火災にもあつたというふうな事情も、私ども聞いておるのでございまして、現在の生活保護法のたてまえからいたしまして、百四十八万円というふうな相当大きな金額の収入が現実にあつたわけでございますので、この点につきましては、法のたてまえからいたしまして、これをもちつて条件を緩和をする、こういうふうなことになかなか運用上困難があるものでございまして、しかし私は、米内山さんの地元であります三沢の火災に際しまして、罹災者が見舞い金等を各方面から寄せられたのであります。この際六万円、七万円という場合には、これは見舞い金として、特別な収入としては認めないというのでございまして、その

後、十二万円とか十五万円とかさらに追加支給をされた。これにつきまして県当局その他で、地元でいろいろ生活扶助の問題につきまして御議論がございました。しかし、これらの方々は罹災者であって、家なんかもやはり建てなければいけません。こういうような事情等を考慮いたしまして、一般の基準以上に入りまして見舞い金の所得というのは、家を復旧をするというふうな事情等を十分考慮に入れます。これは生活扶助の際の打ち切りの条件にしない、こういう措置をとりましたことは、米内山さんもよく御存じのことだと思っております。この妙川さんの場合につきましては、今後検討を要する問題だと思っておりますが、妙川さんが火災にあったそのうちを復旧をされるというふうなことが、今後当然起こってこようかと思っております。もとより三沢の場合の十数万円の見舞い金とは、だいぶ金額的に違いますが、だから、金額を認めるかどうかということにつきましては、なお検討を要すると思っております。つきましては、私どもとしては、三沢の際にとりましますような理解ある、あたたかい配慮をやるべきであるという気持ちで十分持つて今後指導をしてまいる考えでございます。

○米内山委員 ありがとうございます。実は妙川さんの問題ですが、二月二十四日訪問して聞いてみますと、百四十八万円のお金をもらったのですが、すでにそのうち二十八万円というのは医療費や葬式の費用、日常生活費に費やされておりました。さらにこの焼けあとは、その日現在全然未整理のままでございますし、さらにその火災のあとに長男の正蔵さんが中耳炎で八戸の労災病院に入院しておるといふような、さらに新しい不幸が重なっております。これを一つきよはついでですからつけ加えて、厚生大臣に陳情申し上げておきたいと思っております。

そこでお聞きしたいのは、保護基準の問題も時代とともに変えていかなければならないじゃないかという点であります。たとえば先般どこかで電気冷蔵庫があるということだけで生活扶助の打ち

切りを受けたという、そこから起きたいろいろ不幸な事態が新聞に出ておりますが、いまの世の中、電気冷蔵庫くらいあるのは普通じゃなからうか。あるいはまた、場合によっては国民の全世帯に対する普及率が非常に低いものであるかもしれないが、それは新しいものを買った場合には何万円でしょう。たとえば乳児のお乳がくさる。それをくさらないようにするために古い冷蔵庫を買わなければならないようにするために必要な資材ではないかと思っております。ですから、電気冷蔵庫があるから生活扶助を打ち切らなければならない、それがいわゆる保護を受ける生活の基準以上の暮らしたということ、あまりにもじゃくし定木じゃなからうかと私は思います。たとえば盲人もあれば、耳の聞こえないおしの人もある。盲人にはテレビは不要でございますが、おしの人にはテレビが必要だ。ラジオならば古ものを三千円くらいで買えるが、テレビだったら一万円は要る。これがぜいたくだと実際言えるものでございませうか。私は、この辺にももっときめのかまかな政府の御配慮が必要だと思っております。

実は次に、もう一つの事例を申し上げたいと思っております。ある開拓地を福祉事務所の係官と一緒に訪問させてもらいました。何か現在行なわれておる法律やそういうものの運用の面や制度の面において、あなた方現場で働く人の不自由がないかというのを私は聞きたくて案内を受けました。そうしたら開拓地に案内されましたが、そこもやはり主人の出かせぎしたあとの留守宅でしたが、老人夫婦が中風、老衰で二人寝ている。見守っておるのは留守の奥さんなのですが、この二人床を並べた病人の床の下に畳がないのでございませう。板敷の上にむしろを敷いている。こういう病人に対して大事なものは、あたたかいかゆでもありません。ああいう場合は、畳がもっと必要なものだと私は思う。それがなければ、吹きさらす風のために板と板の間から土ほこりをまぜた風が吹き上げてきます。そこで、私は福祉事務所の係官

に、ここには畳のほうが大事じゃないかと言ったら、それはできないのですと言った。どうしてできないのかと聞いたら、補修ならば支給がでるんですが、新品はできないと言った。私は、そういう法律があるということを実は初めて聞きまして。その後日でございますが、その係官が私に、実は米内山さん、あそこを敷いてやりまして、行ってみてください。どういう手を使ったのだと言ったら、その家の周囲をその係官が見たら、古い畳のへりだけがあつた。それを証拠にして、これは何だ、ござのへりだ、ござのへりだ知らないが、畳のへりではないか、もと畳があつたらうと言ったら、正直に、実は私のうちに畳があつたことはないと言った。それでも、へりがあつて畳がないというばかな話がないから、あつたということにしまして、畳を敷いてやつたと言つたのです。私行ってみましたら、畳が五畳敷いてありまして。あとで帰って、おまえ一畳分飲んだな、六畳なければならぬはずだと言つたら、先生それは違うんだ。実は悪いと思つたが、六畳分の金は所長に判こつてもらつたが、その一畳分の中学一年の弱視の子供に眼鏡を買つてやつたというのです。そうしないと言われぬ。法律は整つたといいますが、未端の運用の苦勞というものはこうだ。私はそういうあたたかい未端の担当している方々があるのに、基準がこうだからやむを得ないという時代ではもうなからうと思つた。世界に誇るような経済成長を遂げておりながら、憲法に保障している最低生活、しかも国民から見ると、これは当然の権利でなければならぬものが、こういう形であるというものは、まことに遺憾でありますから、こういう法律や制度の基準について、すみやかにこれを上向きに拡大するように改定すべきものだと思いますが、政府の御見解をこの際伺いたいと思つた。

○鈴木国務大臣 生活保護にあたりましては、ただいま米内山さんからのお話がありましたように、私どももそういう十分な理解と同情ある、き

めのこまかい配慮をしてこれを行なつてまいらうことにつきまして、ケースワーカーその他の指導の際には、十分留意をいたしておるところでございます。ただ米内山さんが御指摘になりました電気冷蔵庫でありますとかそういうものにつきましては、地域住民の生活水準との見合いということも忘れてはならない点だと思つてございませう。これは国民生活の水準がだんだん改善され、向上してまいりまして、みんなが電気冷蔵庫を持ち、あるいは電話を持ち、あるいは自家用車を持つというふうなぐあいに全体の水準が向上してまいりますれば、生活保護の内容につきましても、それに見合つてだんだん改善されていくべきものだ、こう思つてございませう。しかし、その地域の方々がまだ電気冷蔵庫については一割にも満たない、あるいはきわめてわずかな方しか持つていない、そういう際に、生活保護を受けておる御家庭がそういうものを持つております際には、どうしても地域住民の感情にそぐわないものが、そこに出てくるわけでございます。われわれはまっ黒になつて働いて、そうして税金も納めておる、それでも電気冷蔵庫は持てないのだ、こういうふうな方々が地域にたくさんおられます際に、生活保護を受けながら電気冷蔵庫を持つていられるということは、どうも地域住民の感情とびつたりいかならう。これは地域住民の方々にも十分御理解がいただけるような生活態度、生活態度を持つてやつていただくということが、やはり穩當なき方ではなからうか、かように考えるわけでありませう。ただ、私どもはそういう際に機械的に考えていくのではございませぬので、たとえば電気ミシンを持つておる。しかし、その御家庭は内職をして収入を得ておるといふ場合には、その電気ミシンは生活の一つの手段でございます。あるいはまた、内職でいろいろあちこち物を売つて歩かなければいけません。そういう方がバイクを持つておる。これも生活の一つの手段でございます。そういうものは、私どもは十分これに対する理解を持ち、実態に即してそういうものを持つてこつたことにつきまして認めてお

るのでございます。ただ私は、電気洗濯機の段階から電気冷蔵庫の段階、そういうぐあいに国民全般の水準が向上いたしますことを念願し、またそれに見合つて生活保護の基準も引き上げていく、こういうことが政治の目標でもあるわけでございますから、そういう方向に努力をしてみたいと思つて存するわけであります。いま米内山さんの開拓農家を訪問されての実態に触れてのお話もありましたが、ほんとうに私も米内山さんの気持ちと同じでございます。こういう点の運用につきましては、今後十分配慮をいたしまして、実情に沿つて血の通つた行政ができればよろしく努力をいたしてまいりたいと思つて存じます。

○米内山委員 まだ政府の態度ははなだ不満足でありませぬ。と申しますのは、依然としてこういう事態に対しては消極的な姿勢より持つていない。要すれば、その地域の人の最低の水準よりもさらに低くなければならぬ、そういうこととせんと、その地域の感情にマッチしないというふうなものも考え方でありませぬ。これは明らかに十分であり、かつ間違ひであります。と申しますのは、政府のこういうふうな前向きでない、消極的な福祉対策が、国民一般に与えておる影響といふものはまことに重大であります。こういう事態からいま青森県に重大な問題が発生しておられます。と申しますのは、いま大臣が言及されました青森県の三沢市の大火事の後における問題であります。いま大臣からお話がありましたとおり、あの火事の直後に一番福祉対策として出たのは、見舞い金がたくさん出る、それを理由に生活扶助が打ち切られるのではないか、こういうことが事後対策の当初に起きた問題でありました。これは大臣がいまおっしゃるとおり、県庁あるいは厚生省に問い合わせた結果、今度の火事では一定の基準を越えない限りその理由にしないということ、これは明らかにされたわけでありませぬ、そこでどういふことが起きたと申しますと、要すれば、災害にあり、不幸にあり、国の制度で救済措置を受ける、一般社会の同情を受ける、その最高の基準は

近所の最低を越えてはならぬというものの考え方から、重大な事件が起きたのであります。三沢市の大火は、御承知のとおり一月十一日でありまして、まだ青森県は非常な寒気のきびしいときであります。マスコミがこれを取り上げまして、全国から集中豪雨のような同情、支援の大カバンが行なわれて、金銭で集まったものだけで一億四千万に及んだのであります。ですから、これは罹災者平均にいたしまして十数万円になるわけでありませぬが、この分配にあつては罹災者と市当局が血を流さんばかりの大闘争を展開してござります。どういふことから起きたかと申しますと、厚生省が考えているように、政府が考えているように、これを全部罹災者に渡すと、隣の焼け残つた人よりもしあわせがくるじゃないか。罹災者の中には、金銭に見積もれば零細な被害より受けない人がある。むしろ焼け残つた隣の人が手伝ひに来た人にたき出しをしたための損害のほうが、大きいじゃないかというふうな俗論が行なわれまして、市長がこの一億四千万の中から六千二百万円を市の一般歳入の中に入れて使いたいということを出して、罹災者との間に大対立が起つた。

市では市議会に特別委員会を組織しまして、六千二百万円という市長の提案は五千万に修正可決されました。全国からの同情金から五千万が市の歳入に入るのであります。こういう考え方を生み出しているのは、厚生省のこの態度なのであります。私は、これは明らかに善意ある国民に対する裏切り行為じゃないかと思う。ひどいことじゃないか。私には、個々のこういう救済漏れになつては困る人たちの不幸よりも、こういう社会的にまで拡大したこの冷たい政治的影響というものをおそれるのであります。こういうことでありまして、特に政府は国民の権利であるということを中心に銘じて、福祉対策をいささかも恩恵政策であるなどという考えを持つことは、これは恥ずかしいことだと私は思います。このことは、おそらく厚生大臣もいま初めてお聞きになると思ひます。こういう考えですから、五千万を差し引くこ

とになれば、その残額は被害額によつて配分するということでありませぬ。そうしますと、大きく被害を受けた人は数十万円の配分を受けることになりませぬ。こういう人たちは、保険に入つておられます。別な預金もあるでございませぬ。借家に入つておつた労働者は、焼けるものもないかわりに、その受けた損害というものも深刻でありませぬ。これが薄く受けるという結果になる。実はこの問題はいろいろ考えてみたら、政府の考えをそのまま市町村の首長さんの考えに延長した結果じゃないかと思う。ここにも一つの政治問題がある、こう思う。こういうことに対しては、大臣の御見解をひとつ伺ひたいと思ひます。

○鈴木国務大臣 先ほど申し上げましたように、三沢市の火事による罹災者に対する見舞い金の問題につきましても、私は、従来の生活保護法のたてまにこたわらずに、十分配慮いたしたということとを申し上げたのであります。そのことが三沢市の市当局なり議会においてどういふぐあいに扱われまされたか、それは生活保護の問題ではない。生活保護の問題でありませぬ、これは私の所管でもあり、その運用について、基準以上のものについて特別な事情を考慮する等の件につきましても、十分指導いたしておるところでございます。いま多額の見舞い金があつたからといって、その中からそれを一般会計に繰り入れるということとは、これは私の生活保護に関する問題ではない。別の問題であるわけでございまして、米内山さんもその点は重々御承知の上での御質問だと思つておられますが、その点を明らかにいたしておきたいと思つてございませぬ。

○米内山委員 次に、方角を変えますが、戦後二十年に相なるわけでありませぬが、いま全国の国立病院に未復員患者という患者がおられることを知りまして、私は実は驚いたわけでありませぬ。その中の一人に事情を聞きまして、私は十九歳で志願兵で兵隊、戦地でけがをして、胸部疾患にかかつて内地送還になり、いまこの病院に入院している。郷里に行つたことはあるが、まだ正式に帰つていない。いわゆる未復員患者であるという病人が、今日なおおられるわけでありませぬ。しかも、こういう人たちはもう四十歳をこえて、しらがまじりになっていく。病氣は重くもないが、軽くもない。何が一番心配かというところ、どういふふうにして社会復帰を行なうかということでありませぬ。帰つてきたときは、両親も達者、兄貴も生きておつたが、今日になったら、もう兄貴が死んでおいての代になつていく。分家になるために家から物をもらうわけにもまいらぬ。結婚もしておらぬ。病状は固定化をしたが、この病院から出ることがおそろしい。要すれば、完全に治療することをおろそかいというふうな心境の患者が、今日なかつた場所が悪くて、今日なお私は児童貞であるとも言つておりましたが、全くひどい戦争の犠牲者が今日なお病院の中におられます。こういう人たちが床を並べておる仲間のうちに、隣の人は戦地発病だから恩給年金をもらへるのだが、私の場合は内地発病のために恩給法の恩典も何も受けていない。したがって、月々自分の負担する医療費の支払いにまで苦勞しなければならぬ、こういうふうなことを言つておられる人があつた。こういうふうなことを言つておられる人があつた。いふうちに死にたかつた、そうすれば、おふくろに何か慰謝料か香典かがつたであらう、こう言つておられるのですが、厚生大臣は、こういうことのあることを御存じでしょうか。実は私は、これは五、六百字の文章にすぎないから、この人の声を私を通して厚生大臣にお伝えしたいと思ひます。「世を挙げて平和と繁栄を謳歌している時、戦中戦後より二十年以上もの長い間、結核という半ば運命的な業病と戦いつつ療養を余儀なくされ、今なお国立療養所の片隅で戦病の苦渋に呻吟し続けている内地発病者です。同じ傷痍軍人でありながら、外地と内地と云う相違だけで、外地発病者には恩給が支給され、内地発病者だけが恩給の対象とならず、このような不合理が現在の時点

で許されてよいものでしょうか。また、他のあらゆる戦争犠牲者は何等かの国家補償を受けている今日、内地発病者の傷痍軍人だけがとり残されているのです。二十年以上の闘病生活の苦しみと、親兄弟にあたえたあらゆる犠牲は誠に大にして、家族の生活は悲惨をきわめております。内地発病者とは云え赤紙一枚で入隊し、公務中に発病したのです。恩給法に於てだけ非公務扱いにされるのは全く不合理と言わなければなりません。戦後二十年経過した現在、外地発病者と内地発病者の区別なく、肉体的にこうむった社会的犠牲度によって、適正かつ公平なる処置がとられることが当然であります。永年病苦と生活苦の二重にうちひしがれた私共以外に、これ程大きな犠牲をこうむった者があつたでしょうか。戦争と疾病がもたらした悲しい結果とは云え、果してこれ以上の犠牲をしいられるものでしょうか。私共の中には早くも老境を迎え、妻なく、子なく、住居なく、不遇は不遇を呼び、今にして事実上の復員帰省もなしとげない者です。一方医療費の滞納の支払いの重責に苦しみ続けている現在です。一般社会にありまして、病める者、傷つく者に対する保護施策が漸次発展の方向をたどりつつある今日、発病の場所が内地である云うだけの理由で恩給の対象からはずされていることは非情きわまりないものでございます。何卒法律を改正され、私共内地発病者にも、外地発病者同様、傷病恩給を支給下さるよう伏してお願ひ申し上げます。これは私は、そのまま厚生大臣に申し上げたいと思ひます。これに対する政治的な御見解をお伺ひしたいと思います。

○鈴木内務大臣 いまのお手紙を読んでいただいて、よくお気の毒な事情がわかるのであります。内地におきましても、公務で疾病をしたというような場合につきましては、これは十分考慮されるべき問題だと思ひますが、どういふ形で内地におきまして病気がかかられたのか、その辺の実態をよく把握することができないわけでございますが、厚生省関係といたしましては、その

医療費の給付等の面におきましては、そこに書いてありますように、医療費の支払いがございまして、そのことでも困つておるといふことが書いておるようでございますけれども、そういう場合におきましては、普通の場合には全額医療給付をやっておるといふのが普通のことでございます。米内山さんも御承知と思ひますが、小田原の風祭の療養所等におきましては、やはりそういう戦傷を受け、脊髄を折損したりした人たちがあそこで療養いたしておりますが、全部国で医療費等は見ております。また、生活も見ておるわけでございます。二、三十人おられるのでございます。よく実態を調査いたしまして、適切な措置を講ずる必要があると思ひます。また、御本人が病気がなつておられる、社会に復帰されようといふことでもありまして、あるいは更生授産の施設もございまして、また世帯更生資金の貸し付けというやうな面もございまして、あらゆる面から御援助を申し上げることができ、こう思ひついであります。ただ、恩給の問題につきましては、先ほど申し上げましたように、内地でありまして、公務中の原因による疾病というやうな場合とそうでない場合とは、いろいろ事情があると思ひのであります。その点は恩給給局のほうから御答弁があることだと思ひます。

○米内山委員 恩給給局のほうからの御答弁をいたしたく前に、ちょっと参考のために聞きたいことは、こういう未復員患者と称する人々が現在どのくらい療養中であるか、そのうち、いわゆる内地発病としてこういった恩給法の恩恵を受けていない人はどの程度の数があるかということをお聞きしたいと思います。

○実本政府委員 第一点の、こういった種類の入院患者がどのくらいあるかというお話でございますが、それはいま二百四十五人入院患者がございまして、

第二点の問題でございますが、それに対して恩給法の対象になつていないものがどのくらいかとい

いう数字は、いまちょっとここでつまびらかでございませぬので、調べましてあとでお答え申し上げます。

○矢倉政府委員 ただいまの御質問の点でございますが、内地発病が公務傷病にならないといふ一般的な御見解がかなりあるようでございまして、現在恩給法の措置としていたしておる点も、実は内地発病あるいは戦地発病といふふうなことで区分をいたしておるものではございませぬでして、実は、公務傷病というものの判断は、その傷病とそれから傷病の起る原因になつた問題との、いわゆる相当因果関係があるかどうかということが課題でございます。したがつて、内地の場合でもそれなりに、結核でございまして、公務傷病になる場合がございまして、たとえば、衛生兵のように感染の度合いがかなりはつきりするであろうと思はれるやうな方々の勤務に對しては、この人がたとえはその因果関係をもちつて結核患者となつて、現に傷病に呻吟しておられるという場合には、当然に公務傷病として扱ひをいたすわけでございまして、したがつて、そのところのいかんによつてというわけではございませぬが、ただここでちょっとお断わりを申し上げておきたいと思ひますことは、やはり戦地におきましては、傷病になりやすい条件というものがかかなりありますので、したがつて戦地の場合には、比較的公務の認定がされるケースが多いといふことだけは事実でございます。したがつて、そういう印象から、内地発病は公務にならないといふ一般的な見解があるやに見えますけれども、扱ひはさうな点よりは、むしろ公務との相当因果関係があるかどうかということをお断りして、個別に判断するといふのが、現在のやり方でございます。

○米内山委員 もう時間も制約されておりますが、おしまいにこれだけ聞いて、あとの質問はあとの機会に譲りたいと思ひますが、いまの御答弁の中に、内地発病であつても、衛生兵がそういう職務上感染したと思はれる場合は、公務病とい

うことなんです、実は大体の兵隊はものすごい栄養失調状態で帰つてきて、帰つてきた直後は病気がなくとも、それが一年あるいは一年半後に肺結核の発病の原因になつておる。これは当然戦争による疾病だと一般的に解されるが、こういうことについて、今後二十年も前にさかのぼつて事務的にこれを審査し、やることは可能でございませぬか。それは単なる通り一べんの言ひのがれじやないでしょうか。

○矢倉政府委員 ただいまの御質問の件でございますが、確かに二十年の時日の経過といふことは、事実関係の認定にかなり苦慮する問題なものでございます。しかしながら、私共のほうでは、公務傷病になるかならないかは御本人にとつては、非常な重大な課題でございまして、したがつて、いろいろな当時の資料あるいは関係者の証言、それから現在の症状については十分にレントゲンなり、あるいは診断書等によりまして、またさらにそれらの問題についてはしつと判断はかなり危険な点もございまして、したがつてこの関係の専門医の鑑定を求めつつ十分な心証を得て、公務あるいは公務以外のものかどうかの判断を下しておるわけでございます。

○米内山委員 これで終わりますが、最後に大臣にお願ひしておきます。戦争のあと始末として地主報償等までやつた政府でありますから、これらのことはやろうとすればきわめて簡単なことだと思ひますから、前向きにひとつ立法措置等を講じて、万全の対策を立てていただくことを御要望いたします。

○木村委員長 次会は、明後二十四日午前十時理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。午後一時四十分散會

